

控 訴 状

2006 年（平成 18 年）7 月 27 日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 増 田 利 昭

同 鈴 木 雅 人

同 佐 渡 島 啓

同 結 城 大 輔

同 富 田 千 鶴

当事者の表示 別紙当事者目録および代理人目録記載のとおり

住民票コード付定処分取消請求控訴事件

訴訟物の価額 算定不能

貼用印紙額 29,250 円

上記当事者間の東京地方裁判所平成16年(行ウ)第217号住民票コード付定処分取消請求事件(甲事件)、同第250号住民票コード付定処分取消請求事件(乙事件)、同第251号住民票コード付定処分取消請求事件(丙事件)について、平成18年7月14日言い渡された判決は、全部不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は、甲事件原告、乙事件原告及び丙事件原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は控訴人樋口大貳に対して平成14年8月5日付けでした控訴人樋口大貳の住民票コードを選択し、これを住民票に記載した処分を取り消す。
- 3 被控訴人は控訴人藤川利子に対して平成14年8月5日付けでした控訴人藤川利子の住民票コードを選択し、これを住民票に記載した処分を取り消す。
- 4 被控訴人は控訴人柳田由紀子に対して平成14年8月5日付けでした控訴人柳田由紀子の住民票コードを選択し、これを住民票に記載した処分を取り消す。
- 5 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書をもって陳述する。

附 属 書 類

- 1 控訴状副本 1通
- 2 訴訟委任状 3通

当 事 者 目 録

- 〒188 - 0014 東京都西東京市芝久保町
控 訴 人 樋 口 大 貳
- 〒188 - 0011 東京都西東京市田無町
控 訴 人 藤 川 利 子
- 〒202 - 0022 東京都西東京市柳沢
控 訴 人 柳 田 由 紀 子
- 〒188 - 8666 東京都西東京市南町5 - 6 - 13
被 控 訴 人 西 東 京 市 長 坂 口 光 治